

大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアル

第1編 総則

（目的）

第1条 このマニュアルは、大阪府総務部契約局競争入札審査会設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、総務部契約局長が契約する案件に関し、談合等不正行為に関する情報がもたらされた場合又は談合等不正行為が疑われる入札が行われた場合の取扱いについて必要な事項を定め、円滑・適正な調査及び審査に資することを目的とする。

（定義）

第2条 このマニュアルにおいて次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 審査会 要綱第1条に定める大阪府総務部契約局競争入札審査会をいう。
- (2) 談合等不正行為 談合、設計価格の漏洩を要求する等の不当な要求等となる行為、その他入札に関して入札参加者が行う不正行為をいう。
- (3) 談合等情報 談合等不正行為に関する情報をいう。
- (4) 談合等疑義事実 審査会において、談合等不正行為を疑うに足りる不自然な入札状況等であると判断された事実をいう。

（調査及び審査）

第3条 談合等情報がもたらされた場合又は談合等不正行為が疑われる入札が行われた場合には、審査会が調査及び審査を行い、今後の対応策を検討する。

（会 議）

第4条 審査会の会議は、談合等情報がもたらされた場合又は談合等不正行為が疑われる入札が行われた場合に、必要に応じて開催する。

- 2 前項の会議は、緊急止むを得ないときは、要綱第5条第2項の規定にかかわらず、会長、副会長、総務委託物品課長及び建設工事課長を構成員とし、これらの者の2分の1以上の出席により会議を開催することができる。

（所掌事務）

第5条 調査は、契約局及び当該案件を所管する部局又は予算執行機関（以下「発注部局」という。）が、次の所掌事務に基づき協力して行う。

- (1) 建設工事及び測量・建設コンサルタント業務に係る案件の発注部局は、主に第9条第3号に規定する積算内容調査（以下「積算内容調査」という。）を行う。
- (2) 物品・委託役務関係業務に係る案件の発注部局は、当該発注部局が必要と認めるとき、又は契約局から依頼があったときは、積算内容調査を行う。
- (3) 契約局は、このマニュアルに定める調査のうち、前2号に掲げる調査以外の調査を行う。

- (4) このマニュアルに定めのない調査事項が生じたときは、契約局と発注部局が協議の上、案件の調査を行う。

第2編 談合等情報をもたらされた場合の対応

(情報の確認)

第6条 談合等情報を受けた者は、次の事項を確認の上、その信ぴょう性や内容に関わらず全ての情報について、速やかに談合等情報報告書（様式1）を作成し、当該案件を担当する契約局の課長（以下「担当課長」という。）に提出する。なお、確認できなかった項目は空欄で提出するものとする。

担当課長は、当該報告書の内容を確認した上で審査会に報告する。

- (1) 情報提供者の氏名・住所・連絡先等
 - (2) 案件名称・入札日又は開札日時
 - (3) 落札（予定）者名及び落札（予定）金額
 - (4) 情報源（談合を知った経過等）
- 2 情報提供者が報道機関であった場合は、前項各号に掲げる内容に加えて報道機関名、所属部署名及び氏名を確認する。

(調査の対象)

第7条 原則として、前条の規定に基づく報告が次の事項に該当する場合に、調査の対象とする。

- (1) 案件名称、落札（予定）者名及び落札（予定）金額等を明らかにした情報で、かつ情報の内容と開札結果が一致した場合
 - (2) 審査会において信ぴょう性が極めて高い情報であると認められた場合
 - (3) 前2号のほか、審査会において特に調査が必要であると判断した場合
- 2 新聞等の報道により談合等情報を把握した場合は、前項の規定に準じて取扱うものとする。

(入札の執行及び調査の実施)

第8条 入札の執行及び調査の実施については、次のとおりとする。

- (1) 落札決定前に談合等情報をもたらされた場合

談合情報等がもたらされた場合は、速やかに調査を行う。

ただし、電子入札は、開札するまで入札参加者が確認できないため、入札執行前に談合等情報をもたらされた場合であっても、直ちに調査は行わず、入札を執行し、開札の結果又は入札参加資格における事後審査の結果、談合等情報の内容と一致した場合に調査を行う。

この場合において、調査の対象等は、次のとおりとする。

ア 調査の対象者（以下「調査対象者」という。）は、当該談合等情報により談合等の不正行為に関与していると疑われる入札参加者とする。ただし、以下の場合は、それ以外の者を調査対象者に加えるものとする。

- (ア) 談合等情報の内容及び開札の状況により、辞退者も調査する必要がある場合

は、辞退者を含めて調査する。

(イ) 談合等情報のあった案件と開札日及び発注部局が同一の入札において、同じ業者が参加しており、かつ、開札の結果が談合等情報のあった案件と類似した場合は、当該案件の入札参加者を含めて調査する。

(ウ) 審査会において必要と判断した場合は、入札参加者全者に対して調査を行う。

(エ) (イ)から(ウ)に掲げる者のほか、審査会において特に調査が必要であると判断した場合は、その者を調査対象者に加えることができる。

イ 調査の結果、談合等不正行為の事実が認められなかったときは、落札候補者の資格審査等の手続を行い、すべての調査対象者から確約書（様式2）を提出させた上で、落札者を決定する。また、落札者から誓約書（様式3）を提出させた上で契約を締結する。

ウ 調査の結果、談合等不正行為の事実が認められたとき等は、当該入札を取り止め、又は当該行為に関与した者の入札書を無効とする。

(2) 落札決定後に談合等情報をもたらされた場合

入札結果を公表しているため、原則として談合等情報として取り扱わない。ただし、情報提供者の氏名及び連絡先が明らかな上、談合メモ等の提示がある等、信ぴょう性が極めて高い情報であると認められる場合は、次のとおり取り扱う。

ア 落札決定から契約締結までの間

契約締結を保留し、調査対象者に対し次条に規定する調査を行う。調査の結果、談合等不正行為の事実が認められたときは、落札決定を取り消し、当該入札を無効とする。

談合等不正行為の事実が認められなかったときは、落札者を含むすべての調査対象者から確約書（様式2）を提出させ、また落札者から誓約書（様式3）を提出させた上で契約を締結する。

イ 契約締結後

審査会において必要と判断した場合は、次条に規定する調査を行う。調査の結果、談合等不正行為の事実が認められた場合には、工事又は委託業務の進捗状況等を考慮して、契約解除その他の対応について適宜判断する。

（調査の内容）

第9条 第7条に掲げる調査の対象に該当する場合は、審査会は次のとおり調査を行うものとする。

(1) 調査の担当者

調査は、契約局及び発注部局の職員が行うものとし、積算内容調査は、担当課長からの調査依頼（参考様式2参照）に基づき発注部局が行う。

(2) 事情聴取

事情聴取は、開札後又は事後審査後、可能な限り速やかに実施することとし、次のとおり取扱うものとする。

ア 事情聴取の対象者は、原則として調査対象者における入札又は積算に関する実質的な責任者とする。

イ 事情聴取は、調査対象者を一者ずつ別室に呼び出し、このマニュアルに基づく調査である旨などの注意事項を伝えた上で行う。

ウ 事情聴取後、その場で事情聴取の内容を記録した事情聴取書（参考様式1 参照）を作成し、事情聴取の対象者に確認した上で署名又は記名押印を求める。

(3) 積算内容調査

積算内容調査は、調査対象者（前条第1号ア(7)の場合における辞退者を除く。以下この号において同じ。）から入札価格の根拠となった積算書（工事種別毎の数量・金額等内訳を明示したものをいう。）及び見積書（以下「積算書等」という。）の提出を求め、調査（積算書等の分析、積算に関する事情聴取等）を行う。

この場合において、調査対象者から提出を求めた積算書等は、調査及び審査が終了した後、返却するものとする。

物品・委託役務関係業務に係る案件については、審査会が必要がないと判断したときは積算内容調査を行わない。

(4) 積算内容調査の報告

発注部局は、前号の積算内容調査が完了したときは、担当課長へ調査結果を報告する。

(5) 調査結果の報告

担当課長は、調査結果をとりまとめ、調査報告書（参考様式4 参照）に次の関係資料を添付して、審査会に報告する。

ア 入札状況登録画面の写し（以下「入札（見積）結果調書」という。）

イ 事情聴取書

ウ 確約書（様式2）

エ 積算書等

オ その他必要と認める資料

2 事情聴取の内容に疑義がある場合など、審査会が必要と認めるときは、営業所の現地調査等の調査を追加して行うことができるものとし、当該調査の際には、事情聴取で疑義があった内容に加え、必要に応じて、調査対象案件の入札に係る内訳書等の入札関係資料や調査対象者による電子契約システムの操作等を確認するものとする。

3 調査対象者が、事情聴取若しくは現地調査等の調査に応じない、又は積算書等若しくは確約書を提出しないなど、本府職員の指示に従わないときは、当該調査対象者の入札書を無効とし、大阪府入札参加停止審査会の議を経て、大阪府入札参加停止要綱別表の二(1)又は(2)による入札参加停止措置を行うものとする。

第3編 談合等疑義事実が認められた場合の対応

（審査会への報告）

第10条 入札担当職員又は総合評価一般競争入札における技術提案等の審査担当職員（以下「審査担当職員」という。）は、談合等不正行為が疑われる場合は、落札決定等の手続を保留した上で、速やかに担当課長又は審査担当職員の所属長（以下「担当課長等」という。）に報告する。担当課長等は、当該報告の内容を確認した上で審査会に報告する。

（調査の対象）

第11条 次の各号に該当し、かつ当該事実が入札結果に影響を及ぼすと認められる場合に、調査を行う。

- （1）入札価格、入札書の提出時刻等に同一性、規則性及び類似性等有り、かつ不自然な点があると認められる場合など、審査会において談合等不正行為を疑うに足りる状況等であると判断した場合
- （2）前号のほか、審査会において談合等不正行為に関する調査が必要であると判断した場合

（事情聴取等の調査の実施）

第12条 前条に該当する場合の調査等については、第8条及び第9条の規定を準用する。

第4編 調査及び審査結果

（入札結果の公表又は非公表）

第13条 入札を執行した結果、落札決定を保留し、調査を行うこととなった場合の入札結果の公表については、次のとおり取り扱う。

- （1）落札決定を保留した時点（調査中）

開札の後、調査中である旨を電子契約システムにより公表する。この場合において、入札参加者名及び入札金額は、公表しない。

- （2）調査及び審査終了後

ア 談合等不正行為が認められたとき等

審査会における調査及び審査の結果、当該入札を取り止め、又は無効としたときは、その旨を公表する。この場合において、入札参加者名及び入札金額は、公表しない。

イ 談合等不正行為が認められなかったとき

落札決定をした上で、入札結果を公表する。

- 2 情報提供者が報道機関である場合、担当課長は、開札の結果が談合等情報と一致したかどうかを、原則として開札日当日中に当該報道機関に連絡する。この場合において、提供する情報は次のとおりとし、詳細については、審査会における調査及び審査終了後まで明らかにしない。

- （1）開札の結果が談合等情報と一致した場合は、談合等情報と一致した旨（入札金額、入札参加者等の情報は、明らかにしない。）
- （2）開札の結果が談合等情報と一致しなかった場合は、公開した開札結果

（関係機関への通知等）

第14条 調査及び審査の内容等については、次のとおり公正取引委員会へ通知若しくは報告又は情報提供を行う。

- （1）調査の結果、談合等不正行為が認められたとき等は、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（平成12年法律第127号）第10条、又は私的独占の禁止及

び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第45条の規定により、契約局長は公正取引委員会へ通知又は報告（参考様式5参照）する。

(2) 調査の結果、談合等不正行為が認められなかったとき、又は第11条第2項により調査を行わなかったときは、契約局長は公正取引委員会へ情報提供（参考様式6参照）する。

2 前項の規定により公正取引委員会へ通知若しくは報告又は情報提供を行うにあたっては、原則として以下の資料を添付する。

ア 調査報告書（参考様式4参照）

イ 入札（見積）結果調書

ウ 事情聴取書（参考様式1参照）

エ 確約書（様式2）

オ 誓約書（様式3）ただし、前項第2号の場合にのみ添付する。

カ 積算書等

キ その他必要な書類

3 第1項に定めるほか、審査会において調査及び審査の内容等により必要であると認められるときは、警察等の関係機関へ告発し、又は情報提供する。

（関連資料の管理）

第15条 このマニュアルによる事務処理に関する文書については、大阪府行政文書管理規則（平成14年大阪府規則第122号）に基づき管理するとともに、通報者の秘密保持が図られるよう特に配慮しなければならない。

（その他）

第16条 紙入札による場合は、このマニュアルの定めに基づいて対応する。

2 このマニュアルに定めのない事項、又はこのマニュアルに定める手続により難しい場合は、審査会において手続を定め、適宜必要と認められる措置をとることができる。

附 則

このマニュアルは、平成19年10月15日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成23年8月22日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成25年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和元年5月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和6年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和7年5月7日から施行する。

談 合 等 情 報 報 告 書

情報を受けた日時	年 月 日（ ）午前・午後 時 分
案件名称	
入札（予定）日 （開札日時）	年 月 日（ ）午前・午後 時 分
情報提供者	・氏名 ・住所 ・連絡先 TEL ・報道機関等の場合（報道機関名・所属部署名）
情報手段	・電話 ・FAX ・メール ・書面 ・面談 ・報道（ ）
受信者	（所属、役職、氏名）
情報の具体的内容	・落札（予定）者名 ・落札（予定）金額 ・誰が（行為の主体者）、誰と（共同行為者）、いつ（日時）、どこで（場所）、どんな方法で、何をした ・情報源（談合を知った経過等）
応答の概要	
その他（情報提供者 が話したこと）	

様式2（第8条関係）

年 月 日

確 約 書

大阪府総務部契約局長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

事情聴取を受けた者

氏 名

下記の入札について、貴府の事情聴取において私又は事情聴取を受けた者が述べたことは事実に相違なく、談合等不正行為の事実は一切なかったことを確約します。

もし、談合等不正行為の事実が判明するなど、法令違反又は「入札心得」に違反する事由があった場合などには、下記の入札を無効とされても異議はなく、また、貴府から損害賠償金を請求されたときには、指定された期間内に支払うことを確約します。

記

1 案 件 名 称

2 入札（開札）日時

年 月 日
午前・午後 時 分

以上

様式3（第8条関係）

年 月 日

誓 約 書

大阪府総務部契約局長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

下記の入札において、業者間における談合など、談合等不正行為の事実は一切なかったことを誓約します。

もし、談合等不正行為の事実が判明したときは、当該入札を無効とされても異議はありません。

また、今後、談合等不正行為の事実が判明した場合は、「契約書」に基づき契約を解除されても異議なく、損害賠償金及び遅延利息を請求されたときは、指定された期間内に支払うことを誓約します。

記

1 案 件 名 称

2 入札（開札）日時

参考様式1

事 情 聴 取 書

(会社名：)

案 件 名 称	
入 札 (開 札) 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
事 情 聴 取 者	
聴 取 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
聴 取 場 所	
1. 入札参加に至る状況 (理由)	
2. 積算等の状況 (積算書等の確認)	
3. 話し合い、連絡等の有無	
4. その他	
確約書の提出	①提出する ②提出しない ()
積算内訳書 (小明細) ・見積書の提出	①提出する ②提出しない ()

以上、相違ありません。

年 月 日

会 社 名
役 職
氏 名

※ 聴取内容については、通報の内容や発注内容等により事例を参考に適宜判断する。

参考様式 2

第 号
年 月 日

〇〇〇課（所）長 様
（当該案件を所管する部局
又は予算執行機関の長）

契約局 〇〇課長
（当該案件を担当する課長）

積算内容調査について（依頼）

貴事務所・課から財務規則第 53 条の 3 第 1 項の規定に基づき契約の締結請求のあった下記案件の入札を開札した結果、公正入札調査を行う必要がありますので、大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアル第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、積算内容調査を依頼します。

記

- 1 案 件 名 称
- 2 開 札 日 時
- 3 調査対象者

参考様式3

第 号
年 月 日

契約局 ○○課長 様
(当該案件を担当する課長)

○○○課(所)長
(当該案件を所管する部局
又は予算執行機関の長)

積算内容調査について(報告)

○年○月○日付け第○○号で依頼のありました下記案件の入札に係る積算内容調査について、下記のとおり報告します。

記

- 1 案 件 名 称
- 2 開 札 日 時
- 3 調査対象者
- 4 調査担当者
- 5 調査結果(所見)
- 6 添付書類

参考様式4

調 査 報 告 書

年 月 日

大阪府総務部契約局競争入札審査会長
〇〇〇〇 様

調査者を記載（例）

建設工事課長 〇〇〇〇

住宅建築課長 〇〇〇〇

談合等情報（談合等疑義事実）に関する調査結果について、下記のとおり報告します。

記

- （１）案 件 名 称：
- （２）開 札 日 時：
- （３）調査実施期間：
- （４）談合等情報（談合等疑義事実）に係る経過：
- （５）調査結果

参考様式 5

第 号
年 月 日

公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所長 様

大阪府総務部契約局長

談合等情報（談合等疑義事実）に関する報告について

入札契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 10 条又は私的
独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 45 条の規定
により、下記のとおり報告します。

記

- 1 案 件 名 称
- 2 送 付 資 料
- 3 入札・契約の取扱い

大阪府総務部契約局 〇〇課 〇〇グループ 担当 Tel06-6941-0351 内線

参考様式6

第 号
年 月 日

公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所長 様

大阪府総務部契約局長

談合等情報（談合等疑義事実）に関する資料の送付について

当局所管の下記の入札に係る談合等情報（談合等疑義事実）に関する資料を別添
のとおり送付します。

記

1 案 件 名 称

2 送 付 資 料

3 入札・契約の取扱い

大阪府総務部契約局 〇〇課 〇〇グループ 担当 TEL06-6941-0351 内線
